

児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が改正されます

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当額が変わります。なお、手当額は、消費者物価指数の変動に応じて手当額が改正される「自動物価スライド制」となっています。

☆児童扶養手当

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、中度以上の障害を有する場合は20歳未満）を養育している人に対し、生活の安定と自立を助け、児童の健やかな成長のために支給される手当です。

	現行		改正後		☆第2子加算額		☆第3子加算額	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	現行	改正後	現行	改正後
全部支給	42,290円		42,500円		9,990円	10,040円	5,990円	6,020円
一部支給	42,280円～9,980円	42,490円～10,030円			9,980円～5,000円	10,030円～5,020円	5,980円～3,000円	6,010円～3,010円

☆特別児童扶養手当

身体や精神に中度以上の障害を有する児童（20歳未満）の父もしくは母、または父母にかわって児童を養育している人に対し支給される手当です。

	現行	改正後
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円



問い合わせ

福祉課 こども係 ☎75-6118

☆障害児福祉手当・特別障害者手当

障害児福祉手当…20歳未満で、重度の障害状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする障害児本人に支給される手当です。

特別障害者手当…20歳以上で、著しく重度の障害状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする障害者本人に支給される手当です。

	現行	改正後
障害児福祉手当	14,580円	14,650円
特別障害者手当	26,810円	26,940円

問い合わせ

福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823

後期高齢者保険料・国民健康保険税

特別徴収の人は4月から仮徴収が始まります

◆保険料・税の特別徴収の方法

新しい年度になってしばらくは、保険料・税の算定の基になる所得金額が確定しないため、年間の保険料・税を決定することができません。このため、年金天引きされる特別徴収の人は、4・6・8月を仮徴収として平成30年2月分と同額を、暫定で年金から天引きし、10月分以降で1年分の調整を行います。

◆「仮徴収額決定通知書」を送付

4月から特別徴収が新たに始まる次の人には、保険料・税の「仮徴収額決定通知書」を送付します。

- 平成29年8月2日から10月1日までに後期高齢者医療制度に加入した人
- 国民健康保険の世帯主が、平成29年8月2日から10月1日までに65歳となり、世帯の国保加入者全員が65歳となった場合（国民健康保険の世帯主が平成30年4月1日から平成31年3月31日までに75歳となる場合は、仮徴収されません）

普通徴収（納付書や口座振替で納付）の人は、6月からの納付となります。

問い合わせ

市民生活課 保険年金係 ☎75-2159